

## 資12

## 防犯カメラ管理要領

### 1. 目的

この要領は、町内会にて設置する防犯カメラに関する管理・運用要領を定め、地域の安全確保及び犯罪の未然防止を図るとともに、自己の映像を録画された者の権利保護を図ることを目的とする。

### 2. 防犯カメラの管理体制

防犯カメラの適正な設置、運用、維持管理を図るため、次の責任者をおく。

#### (ア) 防犯カメラ管理責任者

- ① 防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラの設置、運用、維持管理を含め全般の管理を行う。
- ② 防犯カメラ管理責任者は、町内会長がその任に当たる。

#### (イ) 防犯カメラ取扱者

- ① 防犯カメラ取扱者は、防犯カメラ管理責任者を補佐し、管理の実務を行う。
- ② 防犯カメラ取扱者は、防犯部長がその任に当たる。

### 3. 防犯カメラの管理要領

#### (ア) 設置場所

- ① 防犯カメラの撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように配慮する。
- ② 防犯カメラ設置場所は、市・防犯安全課、同道路管理課、藤沢警察署等関係行政機関の指導に従い、それぞれの規制を満足する場所に設置する。
- ③ 防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラ」の表示 及び「防犯カメラ管理責任者 町内会長」の表示を行う。
- ④ 録画機材は、防犯カメラと一体的に設置する方式のため、施錠により防護措置を講じた設備で管理を行う。鍵は、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者がそれぞれ1本ずつ保管する。
- ⑤ 防犯カメラの設置場所は、役員会の承認を得なければならない。防犯カメラの設置場所を変更、又は、廃止する場合も、同様に、役員会の承認を得なければならない。

#### (イ) 画像の管理

- ① 防犯カメラによって録画した画像は、撮影時のまま、保管する。
- ② 画像及び記憶媒体の保管期間は7日間とし、7日間を超えたものは速やかに消去する
- ③ 画像及び記憶媒体は、施錠により防護された設備に保管する。
- ④ 防犯カメラに録画された画像は、設置目的である犯罪防止及び設備機器の保守管理以外の目的で、モニター、再生、又は、利用してはならない。
- ⑤ 画像の再生は、防犯カメラ管理責任者、防犯カメラ取扱者、又は前二者のいずれかが許可した者(業者を含む)のみが行い、かつ、前二者のいずれかが指定した場所で行う。画像の再生を防犯カメラ管理責任者、又は、防犯カメラ取扱者自らが行わず、許可した者に行わせる場合は、必ず、その再生作業に立ち会うものとする。
- ⑥ 画像及び記憶媒体は、④に記載の目的で再生する場合を除き、録画機材の設置場所から移動させてはならない。

- ⑦ 前記のほか、録画した画像及び記憶媒体の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するため、必要な措置を講じる。

(ウ) 犯罪防止・犯罪捜査への協力

犯罪防止のため、警察署から、防犯カメラで録画した画像及び記憶媒体の利用・提出要請があった場合は、防犯カメラ管理責任者又は防犯カメラ取扱者が捜査に協力する。必要により、録画及び記憶媒体の一部又は全部を警察署に貸し出す。尚、警察署に提供した録画等の範囲は、(エ)② i ~ ivに掲げる事項を記録保管する。

警察への画像提供には1週間程度要するため、メモリないしHDDを予備として保有し、提供とともに予備の記憶媒体に置き換え録画継続に努める。

(エ) 目的外利用及び外部提供

- ① 画像及び記憶媒体の内容を設置目的以外の目的のために利用又は提供してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
  - i. 画像から識別される特定の個人(以下、本人という)の同意があるとき
  - ii. 法令に定めがあるとき
  - iii. 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急、かつ、止むを得ない理由があると認められるとき
  - iv. 前各号に掲げる場合のほか、目的外のために利用等をする事について、役員会が必要であると認めたとき
- ② 画像又は記憶媒体を目的外のために利用等したときは、次の各号に掲げる事項を記録保管しなければならない
  - i. 利用等の日時
  - ii. 利用等の目的
  - iii. 利用し、又は、提供される者
  - iv. 利用等する画像の範囲

(オ) 開示請求

- ① 本人が画像の開示を求めるときは、請求の理由等を記載した町内会指定の「録画画像開示申請書」を各地区組長、運営委員経由防犯カメラ管理責任者に提出しなければならない。
- ② 防犯カメラ管理責任者は、前項の申請書を受理した場合、必要性を審査し、請求理由が相当と認められる場合のみ、書面をもって許可する。
- ③ 記録された画像の開示は、防犯カメラ管理責任者又は防犯カメラ取扱者が立会いのもとに行う。この場合、前記申請書の「開示立会者」欄に署名、捺印し、その記録を開示した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間保存する。

(カ) 設備機器の保守管理

- ① 防犯カメラの保守管理の実務は、防犯カメラ取扱者が担当する。
- ② 防犯カメラ取扱者が行う保守管理の実務は、外観の破損有無の点検及び防犯カメラの作動有無(含む画像のモニター、再生)の確認とする。
- ③ 防犯カメラ取扱者が行う部分以外の保守管理は、防犯カメラ設置業者等専門業者に依頼する。
- ④ 防犯カメラの保守管理は、別途定める「防犯カメラ保守管理基準」に基づき、実施する。

4. 個人情報の保護及びプライバシーの保護

防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者は、防犯カメラの設置、運用、維持管理に関して、個人情報の保護及びプライバシーの保護に配慮しなければならない。

5. その他

- (ア) 防犯カメラの管理については、市の防犯カメラに関する基準に準じて管理する。
- (イ) 防犯カメラを設置した時は、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱責任者を市長に届出を行う。防犯カメラの設置場所、撮影対象区域等を変更したとき又は防犯カメラを廃止したときは速やかに市長に届出を行う。

6. 附則

適用 平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用する(本要領の制定日 平成 27 年 7 月 12 日)

市からの補助金を受け防犯カメラを設置するためには、事前協議申請書を市・防犯安全課に提出する必要があるが、その際に町内会としての共通の認識に立つ必要があるため、制定した。

改定 令和3年4月18日 画像提供時の、記憶媒体の置き換えを3(ウ)項に明記